○厚生労働省令第三号
農林水産省令第三号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第四十二条第一項第一号及び第四十三条第一号並びに独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）附則第七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令第三号の規定による廃止前の農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

平成三十年十一月十六日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令第三号の規定による廃止前の農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日） **第三十二条**　法第四十二条第一項第一号及び第四十三条第一号の耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日は、耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては当該事業を廃止しようとする者が、所有権又は使用収益権（法第四十二条の二に規定する経営移譲をしようとする者にあつては、特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者の所有権又は使用収益権。以下この条において同じ。）に基づいて当該事業に供していた農地等（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の全てについて、その農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその残余の農地等を農地等以外のものにしたこととなる日とし、耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては当該事業を縮小しようとする者が、所有権又は使用収益権に基づいて当該事業に供していた農地等のうち令第十条に規定する面積の農地等を除く残余の全てについて、その残余の農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその残余の農地等を農地等以外のものにしたこととなる日とする。	（耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日） **第三十二条**　法第四十二条第一項第一号及び第四十三条第一号の耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日は、耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては当該事業を廃止しようとする者が、所有権又は使用収益権（法第四十二条の二に規定する経営移譲をしようとする者にあつては、特定経営移譲者及び特定経営移譲配偶者の所有権又は使用収益権。以下この条において同じ。）に基づいて当該事業に供していた農地等のすべてについて、その農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその農地等を農地等以外のものにしたこととなる日とし、耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては当該事業を縮小しようとする者が、所有権又は使用収益権に基づいて当該事業に供していた農地等のうち令第十条に規定する面積の農地等を除く残余のすべてについて、その残余の農地等を当該事業に供することができる権原を失い、又はその残余の農地等を農地等以外のものにしたこととなる日とする。

（旧農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令（平成十五年厚生労働省農林水産省令第五号）第三号の規定による廃止前の農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定農地等） **第一条**　農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（以下「平成十三年改正令」という。）附則第七条第一号の厚生労働省令・農林水産省令で定める農地等は、市	（特定農地等） **第一条**　農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（以下「平成十三年改正令」という。）附則第七条第一号の厚生労働省令・農林水産省令で定める農地等は、市